

薬生食輸発1007第1号
令和2年10月7日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フィリピン産バナナの検査命令免除対象企業の追加)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和2年9月18日付け薬生食輸発0918第2号)にて通知したところである。

今般、フィリピン政府から、検査命令免除対象企業について、新規登録の連絡があったことから同通知の別表32について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。